

玄海町告示第 7 1 号

公 告

令和 7・8 年度電源立地地域対策交付金基金事業 玄海町児童館新設・図書館増改築等（建築主体）工事について、条件付一般競争入札（総合評価特別簡易型・事前審査型）を行いますので、入札参加資格確認申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 2 8 日

玄海町長 脇山 伸太郎

1 工事の概要

- (1) 発注者名 玄海町
- (2) 工 事 名 令和 7・8 年度電源立地地域対策交付金基金事業
玄海町児童館新設・図書館増改築等（建築主体）工事
- (3) 工事場所 玄海町大字 新田 地内
- (4) 工事内容 建築一式工事：玄海町児童館新設、図書館増改築等
鉄筋コンクリート造（屋根一部鉄骨造）、鉄骨造
既存部分 建築面積 9,055.86 m² 延床面積 11,684.35 m²
増築部分 建築面積 1,661.66 m² 延床面積 1,556.21 m²
合 計 建築面積 10,717.52 m² 延床面積 13,240.56 m²
- (5) 予定工期 令和 9 年 3 月末（工期：約 19 月）

2 入札参加資格に関する事項

(1) 資格要件

- ① 玄海町特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 25 年玄海町告示第 54 号、以下「共同企業体要綱」という。）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による認定を受けた特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）であって、その構成員が次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 令和 7・8 年度の玄海町入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
 - イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により建築一式工事に係る工事の許可を受けていること。
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定において準用する同施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得

ている者は、この限りでない。

- エ 本工事の入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の日までの間において、玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程による指名停止を受けていない者であること。
- オ 本工事の入札参加資格確認申請書の提出期限日以前 6 ヶ月から開札の日までの間に金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- カ 本工事開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格確認申請書を再度提出し、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により建築一式工事の決定を受けている者を除く。
- キ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本、人事面又は技術面において強い関連がある者でないこと。
- ク 本工事の入札参加資格確認申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がある者でないこと。
- ケ 代表者以外の構成員は、代表者と資本若しくは人事面において、強い関連がある者でないこと。
- コ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の（イ）及び（ウ）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人でないこと。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

②特定JV代表者の資格要件

ア 玄海町建設業者の競争入札参加資格等に関する規則（昭和58年玄海町規則第1号）第3条に定める入札参加資格のある者で、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により建築一式工事A級の決定を受けていること。

イ 佐賀県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有する建設業者であること。

ウ 過去15年間（平成22年4月1日から本案件の公告日までに竣工したもの）に、九州内の国の機関（※1）又は佐賀県内の公共機関が発注した建築一式工事で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の延床面積が1,000㎡以上の新築、改築、増築工事（増改築部分の延床面積が1,000㎡以上のものに限る。）を元請として（特定JVの構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、特定JVの構成員（代表者を含む。）が4者の場合は「出資比率が20%以上」とあるのは「出資比率が15%以上と読み替える。」）施工し、引渡した実績を有すること。

エ 前記ウに掲げた工事の施工経験を有する主任（監理）技術者1名を、本工事現場に専任で配置できる者であること。

③特定JV代表者以外の資格要件

ア 玄海町建設業者の競争入札参加資格等に関する規則（昭和58年玄海町規則第1号）第3条に定める入札参加資格のある者で、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により建築一式工事A級の決定を受けていること。

イ 佐賀県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有する建設業者であること。

ウ 過去15年間（平成22年4月1日から本案件の公告日までに竣工したもの）に、佐賀県内の公共機関が発注した建築一式工事（特定JVの構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、特定JVの構成員（代表者を含む。）が4者の場合は「出資比率が20%以上」とあるのは「出資比率が15%以上と読み替える。」）の施工経験を有する主任（監理）技術者1名を、本工事現場に専任で配置できる者であること。

(2) 特定JVの認定の通知

入札参加資格確認申請書を受付けた後、確認作業を行い、認定をした者につ

いては随時通知をする。

(3) 特定 J V の残存期間

ア 町工事の相手となった者

本工事に係る請負契約の履行後 3 ヶ月を経過する日まで。

イ 町工事の相手とならなかった者

本工事に係る請負契約が締結された日まで。

(4) 特定 J V の構成員の数

代表者を含め 2 者とする。

(5) 特定 J V の出資比率

すべての構成員が 30% 以上の出資比率であること。また、そのうち特定 J V 代表者は最大の出資比率であること。

3 入札参加資格確認申請書および提出資料

(1) 入札参加資格確認申請書 (様式 1)

(2) 同種工事施工実績調書 (様式 2)

(3) 配置予定技術者調書 (様式 3-1、3-2)

(4) 本店・支店等一覧表 (様式 4-1、4-2)

(5) 共同企業体協定書 (様式 5)

(6) 共同企業体編成表 (様式 6)

(7) 工事成績評定点調書 (様式 7)

(8) 優良施工工事調書 (様式 8)

(9) 配置予定技術者調書 (様式 9-1、9-2)

(10) 継続教育の状況調書 (様式 10)

(11) 自己採点表 (様式 11)

4 入札参加資格確認申請書及び提出資料の配布期間・場所、受付期間・場所等

(1) 配布期間及び場所

〈配布期間〉

令和 7 年 4 月 28 日 (月) から令和 7 年 5 月 20 日 (火) まで

〈配布場所〉

玄海町ホームページ上

(2) 受付期間及び場所

〈受付期間〉

令和 7 年 4 月 28 日 (月) から令和 7 年 5 月 20 日 (火) まで (土日祝日を除く)

9 時から 17 時まで (最終日にあつては、15 時まで)

〈受付場所〉

玄海町教育委員会 教育課

(佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809 番地 6 玄海みらい学園内)

※持参によるもののみ受け付けるものとする。

5 入札に対する質問

- (1) 本入札において、特に設計等についての質問（以下「質問」という。）がある場合は、メール（様式は任意）により提出すること。質問はひとつのアドレスから送信することとし、できる限り質問を取りまとめた形で提出すること。なお、この質問による設計額の変更、仕様の変更等は原則行わない。

その他、公告や申請に関する内容等事務手続き上の問い合わせについても同様にメール（様式は任意）により提出すること。

・受付アドレス：sakai@town.genkai.lg.jp

- (2) 質問の提出期限

令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時まで

- (3) 質問書の提出は前項の受付アドレス宛に件名を「工事名（質問書）」として、質問者名を明確にし、提出すること。

- (4) 質問に対する回答

質問に対する回答については、玄海町のホームページに掲載する方法により行う。（併せて、入札質問をされた方に対してのみメールで回答を送付する。）

6 入札及び開札月日等

- (1) 入札及び開札の日時、場所

日時：令和 7 年 6 月 25 日（水）15 時から

場所：玄海町役場 3 階 第 4 会議室

※現場代理人等配置予定事前届け出書は様式 3 に代える。

- (2) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により評価値が最も高い者以外の者を落札者とするところがある。
- ② 評価値が最も高い者が 2 人以上あるときは、くじを実施し、落札者となるべき者を決定するものとする。ただし、評価値は小数点以下 13 桁目を切り捨てた数値とする。

- ③ 評価値が最も高い者が低入札調査基準価格を下回る入札である場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定する。
- ④ 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施する。

7 総合評価に関する事項等

(1) 評価基準と評価項目

総合評価の方法

総合評価は、基礎点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値を持って行うものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

なお、基礎点は100点、加算点は14点とする。

技術評価基準			
企業の施工能力（代表者）			
評価の項目	配点	評価基準	評価点
【同種工事の施工実績】 九州内の国の機関（※１） 又は佐賀県内の公共機関 が発注した過去 15 年間 （平成 22 年 4 月 1 日から 本案件の公告日までに竣 工したもの）に同種工事 （※２）を元請として施工 した実績（※９）	2.0 点	公共工事での施工実績が 5 件以上	2.0
		公共工事での施工実績が 1 件増加されるごとに評 価点は 0.5 点加算する。	1 件ごとに 評価点は 0.5 加算す る。
		公共工事での施工実績が 1 件以下	0.0
【工事成績】 九州内の国の機関（※１）、 佐賀県又は県内市町発注 工事で過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から本案件の 公告日までに竣工したも の）における建築一式工事 5 件の工事成績評定点の 平均点（※３、※９）	2.0 点	80 点以上	2.0
		評定点が 1 点加算される ごとに評価点は 0.2 加算 する。	1 点ごとに 0.2 加算す る
		71 点	0.2
		70 点以下	0
【地域貢献度】 工事拠点の状況	2.5 点	玄海町内に本店、支店が ある。	2.5
		唐津土木事務所管内に本 店、支店がある。	1.0
		それ以外	0
【優良施工工事】 建築一式工事で過去 2 年	1.0 点	優良施工業者表彰、優良 工事表彰、安全施工業者 表彰	1.0

間における佐賀県、県内市町又は九州内の国の機関からの表彰経験（※４）		上記以外	0
------------------------------------	--	------	---

配置予定技術者の能力（代表者）			
評価の項目	配点	評価基準	評価点
【同種工事の施工実績】 九州内の国の機関（※１）又は佐賀県内の公共機関が発注した過去 15 年間（平成 22 年 4 月 1 日から本案件の公告日までに竣工したもの）の同種工事（※２）において技術資格を有した施工経験（※９）	2.0 点	主任（監理）技術者、現場代理人として公共工事での施工経験（※５）が 2 件以上。	2.0
		主任（監理）技術者、現場代理人として公共工事での施工経験（※５）が 1 件。	1.0
		それ以外	0
【配置予定技術者の資格】 配置予定技術者の保有する資格	1.0 点	1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格あり	1.0
		なし	0
【継続教育（CPD）の状況】 配置予定技術者の継続教育の取組状況（※６）	1.0 点	継続教育（CPD）の単位を各団体推奨単位以上取得している。	1.0
		上記単位の半数以上推奨値未満	0.5
		それ以外	0

企業の施工能力（代表者以外）			
評価の項目	配点	評価基準	評価点
【地域貢献度】 工事拠点の状況	1.5 点	玄海町内に本店、支店がある。	1.5

		唐津土木事務所管内に本店、支店がある。	1.0
		それ以外	0

配置予定技術者の能力（代表者以外）			
評価の項目	配点	評価基準	評価点
【同一工種の施工実績】 唐津土木事務所管内における過去5年間（令和2年4月1日から本案件の公告日までに竣工したもの）の建築一式工事（※7）において技術資格を有した施工経験（※9）	1.0	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者（※8）として公共工事での施工経験あり。	1.0
		主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者（※8）として公共工事での施工経験なし。	0

※1）九州内の国の機関とは以下①～③のいずれかとする。

①九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、

②①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、

③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

※2）同種工事とは建築一式工事であって延床面積が1,000㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、改築、増築工事（増改築部分の延床面積が1,000㎡以上のものに限る。）とする。

※3）過去5年間における工事の実績が5件に満たない場合は、1件70点として平均値を算定する。なお、工事实績は建築一式工事であって最終請負金額が4,500万円以上の工事を対象とする。

※4）佐賀県、県内市町又は九州内の国の機関（以下①～③のいずれか）から過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に元請として受けた表彰に限る。

（①九州内の局（九州地方整備局、九州農政局他）、②①が所管する佐賀県内の出先機関（佐賀国道事務所、武雄河川事務所他）、③①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの）

なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

特定JVとしての表彰は評価対象としない。

※5）主任技術者、監理技術者、現場代理人の施工経験については、従事期間

が工期（中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合のみ施工経験として認める。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。

- ※ 6) (一社)佐賀県建築士会 CPD・専攻建築士委員会において 1 年間（基準日は令和 6 年 9 月 30 日）で 12 単位を取得することを基準とする。その他の継続教育（CPD 教育）は、所定期間内（基準日は令和 6 年 9 月 30 日）に各団体が推奨する単位数を基準とする。なお、推奨値の設定がなされていない団体や基準日（証明日）が令和 6 年 9 月 30 日でないものは加点しない。
- ※ 7) 施工実績は元請としての施工実績であって 500 m²以上の新築、改築、増築工事（増改築部分の延床面積が 500 m²以上のものに限る。）とする。
- ※ 8) 担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 1/2 を上回る場合にのみ施工経験として認める。ただし、担当技術者の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限る。
- ※ 9) 同種工事の施工実績、工事实績及び同一工事に係る、特定 J V の構成員の施工実績は出資比率 20%以上に限る。ただし、特定 J V の構成員（代表者を含む。）が 4 者の場合は、「出資比率が 20%以上」とあるのは、「出資比率が 15%以上」と読み替える。

8 その他

入札保証金等

- | | | |
|--------|----|--------------------------------|
| ①入札保証金 | 免除 | 玄海町財務規則第 124 条第 1 項第 2 号の規定による |
| ②契約保証金 | 有 | 玄海町財務規則第 137 条の 2 の規定による |
| ③前 金 払 | 有 | 玄海町工事代金の前金払の取扱要綱第 2 条の規定による |
| ④部 分 払 | 有 | 玄海町財務規則第 137 条の 15 の規定による |
| ⑤低入札価格 | 有 | 佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の規定による |